

## 「令和8～9年度SAGA臨床研修グローバルコース運営業務」委託に係る仕様書

### 1. 委託業務名

令和8～9年度SAGA臨床研修グローバルコース運営業務委託

### 2. 業務の目的

本県では、若手医師の育成及び県内定着を推進するため、臨床研修医の確保に重点的に取り組んでいる。中でも、研修医定員の多くを占める佐賀大学医学部附属病院の臨床研修プログラムにおける採用数の増加は、県全体の臨床研修医数の増加に直結することから、同病院の研修プログラムの魅力向上を図ることが重要である。

このため、同病院の特定の臨床研修プログラムを選択した研修医を対象に、将来的な海外留学を見据え、語学等の日常的な学習支援に加え、短期間の海外体験を支援する特別コースとして、「SAGA臨床研修グローバルコース」を開設する。

### 3. 適用範囲

本仕様書は、佐賀県が実施する「令和8～9年度SAGA臨床研修グローバルコース運営業務委託（以下「業務」という。）」に関し必要な事項を定める。

### 4. 業務内容

以下の業務について、受託者は委託者に対して定期的に運営状況の報告を行うこととする。

#### ○令和8年度業務【受講者：定員8名】

##### ① プログラム運営業務

※各受講生の希望に沿った個別のコンテンツを提供すること

＜語学対策＞

- ・受講者が選定した語学スクール費用及び教材費について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

＜USMLE（米国医師国家試験）対策＞

- ・受託者は、各受講者の学習レベルに応じた教材を別表1で示す金額の範囲内で選定し受講者へ提供すること。

- ・各受講者の学習レベルに応じた試験対策講座（オンライン勉強会の開催等）の設置及び個別相談対応等を実施すること。

- ・USMLE等（STEP1、STEP2CK、OET、STEP3）を受験する場合の受験料について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

＜キャリアコンサルティング＞

- ・原則、年2回以上の集団面談、年3回以上の個人面談を行い、受講生の医師としてのキャリア形成を支援すること。（面談回数は、委託者及び受講生等と調整し必要に応じ変更可能）

＜海外体験コーディネート＞

- ・原則、受講期間2年目（令和9年度）で1回の海外体験を提供するために必要な支援を行うこと。
- ・各受講生の要望等をヒアリングの上、佐賀大学等の関係機関と連携しながら海外体験の行き先の選定及び斡旋、時期の調整など総合的に受講生を支援すること。
- ・必要に応じて、委託先が受講生と受入機関等との間に入り調整を行うこと。
- ・海外渡航関係費用について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

## ② 受講者コミュニティ運営業務

- ・SNS等による受講者コミュニティを構築し、適宜メンバーによる情報交換等の機会を提供するなどしコミュニティ運営を行うこと。

## ③ プログラムの企画支援業務

- ・適宜プログラム内容の精査を行い、コンテンツや講義内容の修正等を行うこと。
- ・必要に応じ、講師等への交渉（継続・新規など）、特別コースの説明、協力依頼を行うこと。

## ④ 令和9～10年度運用プログラムのプロモーション業務

- ・医学生向けサイト、SNS等による情報発信支援等を行うこと。
- ・ランディングページの情報更新・管理等を行うこと。

## ○令和9年度業務【受講者：定員8名】

### ⑤ プログラム運営業務

※各受講生個人の希望を可能な限り反映させた個人ごとのコンテンツを提供すること

＜語学対策＞

- ・受講者が選定した語学スクール費用及び教材費について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

＜USMLE（米国医師国家試験）対策＞

- ・各受講者の学習レベルに応じた教材を選定し受講者へ提供すること。
- ・受託者は、各受講者の学習レベルに応じた教材を別表1で示す金額の範囲内で選定し受講者へ提供すること。

- ・USMLE等（STEP1、STEP2CK、OET、STEP3）を受験する場合の受験料について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

＜キャリアコンサルティング＞

- ・原則、年2回以上の集団面談、年3回以上の個人面談を行い、受講生の医師としてのキャリア形成を支援すること。（面談回数は、委託者及び受講生等と調整し必要に応じ変更可能）

＜海外体験コーディネート＞

- ・原則、受講期間2年目（令和9年度）で1回の海外体験を提供するために必要な支援を行うこと。

- ・各受講生の要望等をヒアリングの上、佐賀大学等の関係機関と連携しながら海外体験の行き先の選定及び斡旋、時期の調整など総合的に受講生を支援すること。
- ・必要に応じて、委託先が受講生と受入機関等との間に入り調整を行うこと。
- ・海外渡航関係費用について、受託者は別表1で示す金額の範囲内で受講者へ支払うこと。

**⑥ 受講者コミュニティ運営業務**

- ・SNS等による受講者コミュニティを構築し、適宜メンバーによる情報交換等の機会を提供するなどコミュニティ運営を行うこと。

**⑦ プログラムの企画支援業務**

- ・適宜プログラム内容の精査を行い、コンテンツや講義内容の修正等を行うこと。
- ・必要に応じ、講師等への交渉（継続・新規など）、特別コースの説明、協力依頼を行うこと。

**⑧ 令和10～11年度運用プログラムのプロモーション業務**

- ・医学生向けサイト、SNS等による情報発信支援等を行うこと。
- ・ランディングページの情報更新・管理等を行うこと。

**【別表1】**

プログラム運営業務に係る各種支払業務の金額は下表のとおりとする。

No.	内訳	金額	備考
1	語学スクール及び教材費	9,040千円	原則、「語学スクール及び教材費」は、一人あたり400千円／年、「海外渡航関係費」は、一人あたり500千円を上限とするが、必要に応じ県との協議の上、予算の範囲内で決定する。
2	USMLE教材費		
3	USMLE受験料		
4	海外渡航関係費		
5	その他必要と認められる 経費		

※「その他必要と認められる経費」は、佐賀県が必要と認めた経費に限る。

※プログラム運営業務に係る各種支払業務について、受託者が受講者に対し経費の支払いを行う場合は、当該領収書及び振込票の写しなど支払いの事実が確認できる資料を実績報告書と併せて提出すること。

**5. 委託期間**

契約締結の日から令和10年3月31日

**6. 支払方法**

部分払、完了払

## 7. その他

- (1) 本業務の再委託を禁止する。ただし、県の承認を得た場合を除く。
- (2) 業務の遂行にあたっては、手法や内容について県と十分に協議し進めること。
- (3) 佐賀県は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (4) 本事業は各年度の予算額に上限があり、その範囲内で業務を遂行すること。
- (5) 契約書で定めた各会計年度における業務委託料の支払いの限度額を変更する必要がある場合は、県と協議し、その指示のもと、支払限度額を設定するものとする。
- (6) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに県と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。